

射水市
子ども・子育て支援事業計画
【案】

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	5
1 統計による射水市の状況.....	6
2 ニーズ調査結果.....	10
3 次世代育成支援行動計画の評価.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1 計画の基本理念.....	20
2 施策体系.....	22
第4章 量の見込みと確保の内容.....	23
1 教育・保育提供区域.....	24
2 量の見込みと確保の内容.....	25
3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	42
第5章 施策の展開.....	43
1 幼児教育・保育環境の整備.....	44
2 保護者への支援体制の整備.....	47
3 支援が必要な子ども・家庭への支援.....	51
4 親と子の健康づくりの充実.....	55
5 仕事と子育ての両立支援.....	60
第6章 推進体制.....	63
1 計画の推進に向けて.....	64
資 料 編.....	67
1 計画の策定経過.....	68
2 射水市少子化対策推進本部設置要綱.....	69
3 射水市少子化対策推進委員会設置要綱.....	72
4 射水市少子化対策推進委員会委員名簿.....	75

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子どもは、これからのまちの未来をつくる貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備が必要です。

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 25 年の合計特殊出生率は 1.43 で人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現されよう、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

本市は、平成 21 年度に「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本的な考え方を継承するとともに、母子保健に関する効果的な施策を推進するための市町村母子保健計画としても位置付けます。

また、本計画は、上位計画である「射水市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

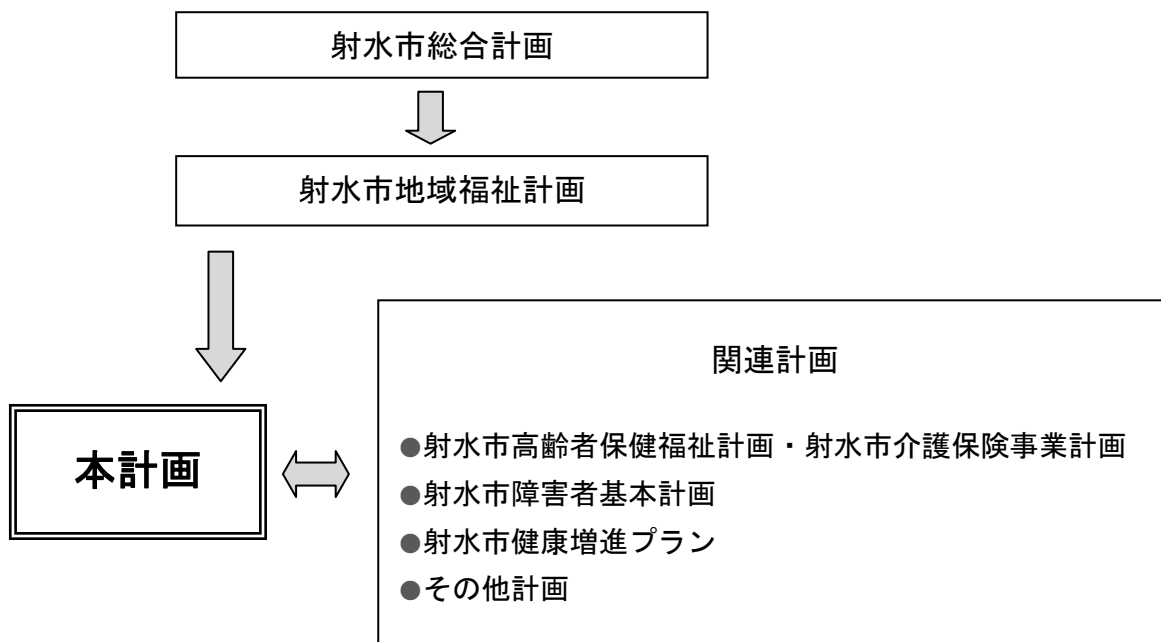
■「射水市次世代育成支援行動計画」との関連

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）は平成 26 年度で終了
（次世代育成支援対策推進法は 10 年間の延長）
- ・子ども・子育て支援法による本計画の策定が義務付けられたことから、次世代育成支援行動計画は任意化



本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本的な考え方を継承するものとする。

■上位計画・その他計画との関連



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

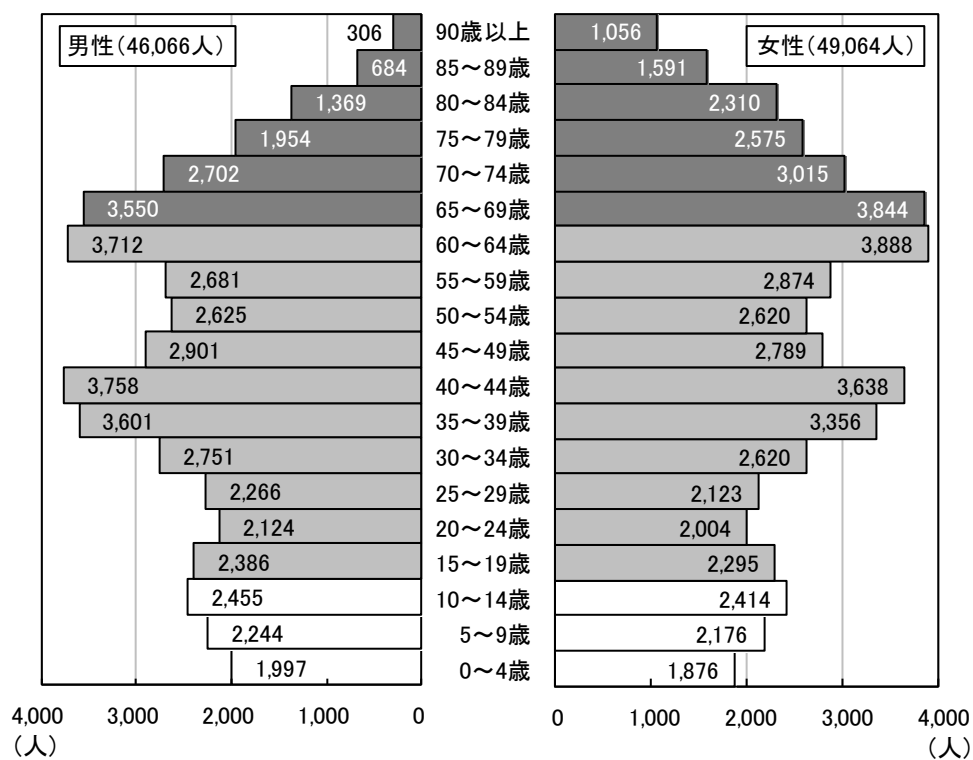
1 統計による射水市の状況

(1) 人口の状況

年齢階級別人口をみると、60～64歳、65歳～69歳のいわゆる団塊の世代を中心とした世代が最も多く、次いで、40～44歳、35～39歳の団塊Jr世代が多くなっています。

また、年少人口（0～14歳）は、年齢が低い世代ほど人口が少なくなっています。

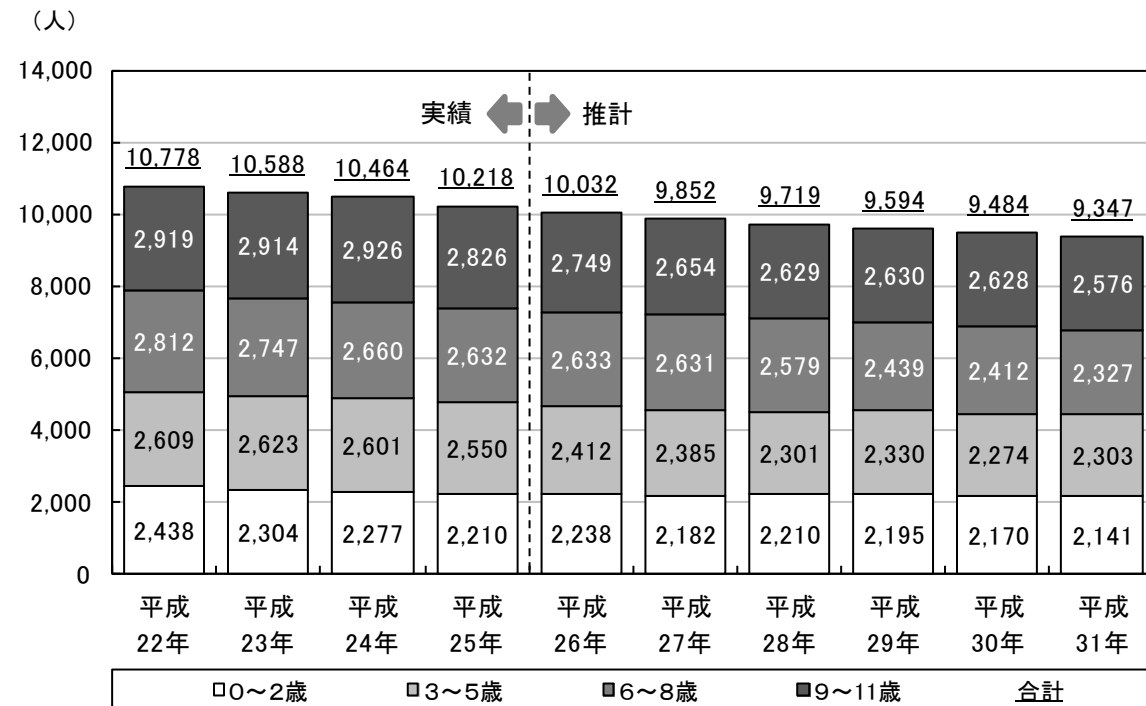
■年齢階級別人口



資料：住民基本台帳（平成25年10月1日）

本市の児童人口（0～11歳）は、今後も減少傾向で推移し、平成25年の10,218人から、平成31年には9,347人になることが予測されます。

■児童人口推計

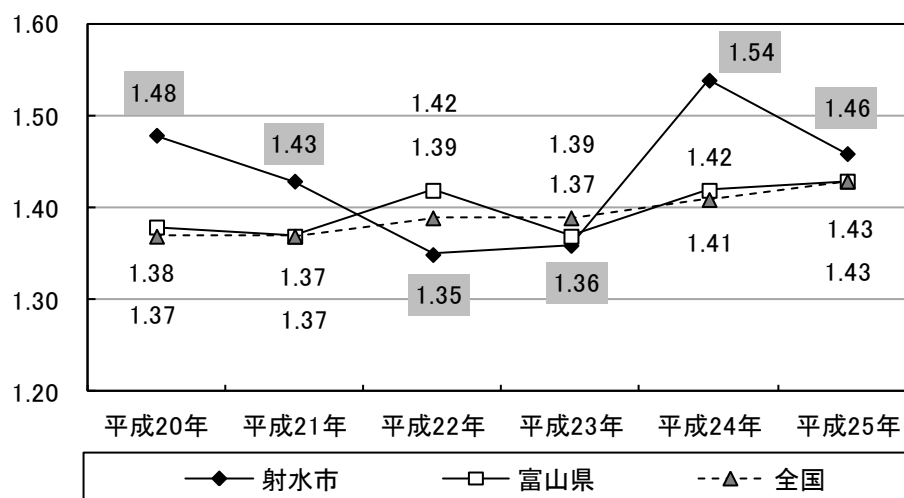


資料：住民基本台帳及び外国人登録人口、推計はコーホート変化率法により算出

(2) 出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成25年で1.46となっており、平成22年、23年を除き、国・県を上回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移

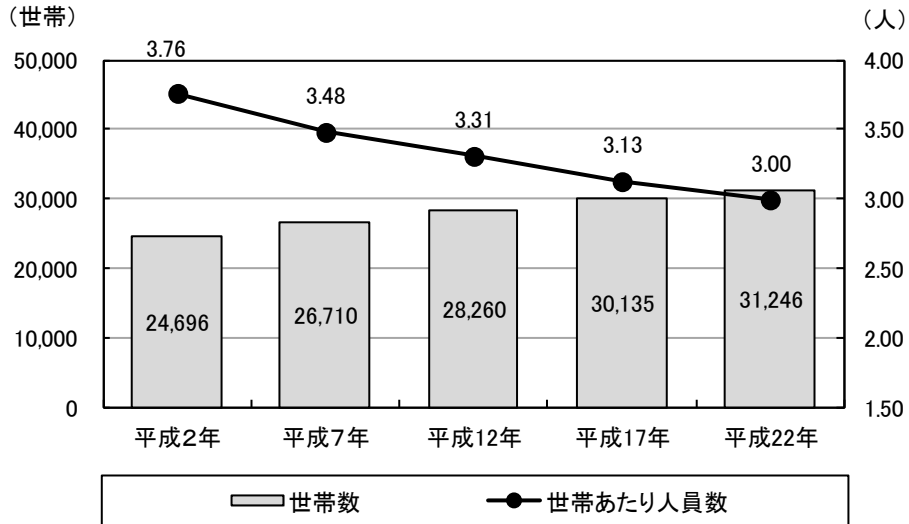


資料：富山県人口動態統計

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は年々増加しており、平成22年には31,246世帯となっています。しかしながら、世帯あたり人員数は、核家族化等の影響により減少しており、平成22年には、3.00人となっています。

■世帯数の推移

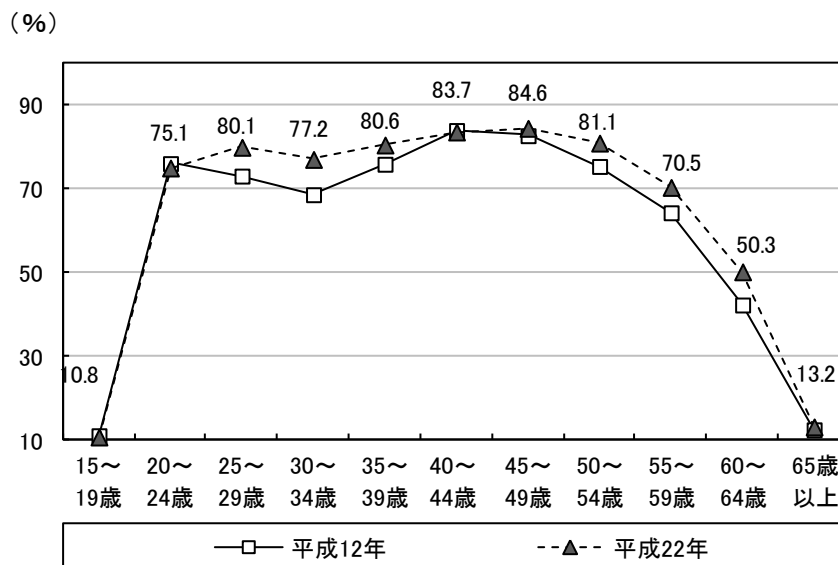


資料：国勢調査

(4) 女性の就労等の状況

本市の女性の労働力率をみると、平成12年には、子育て期にあたる30～34歳を中心に割合が低くなっており、いわゆるM字カーブを描いていましたが、平成22年にはM字の谷の部分の部分が浅くなってきており、子育て期でも働く女性が増加していることがうかがえます。

■女性の労働力率の状況

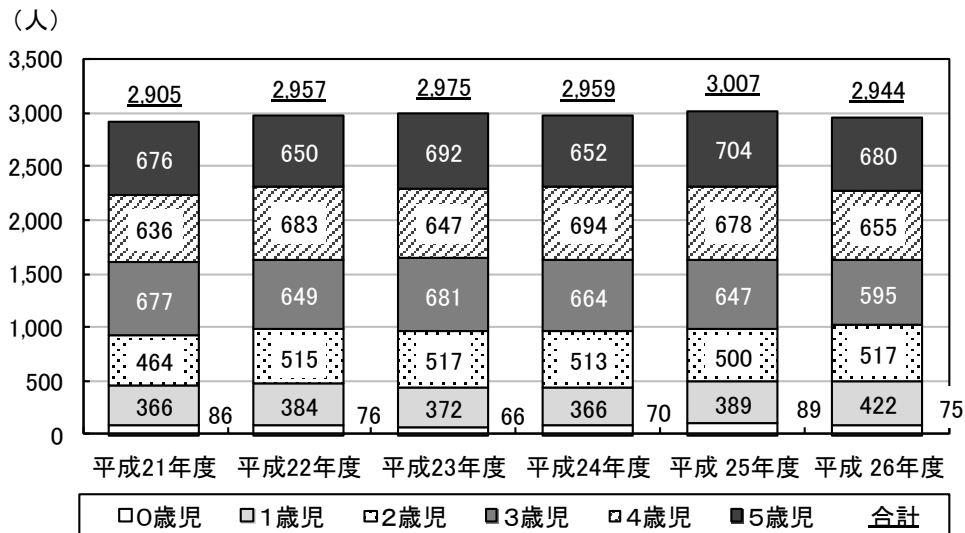


資料：国勢調査

(5) 保育園・幼稚園の状況

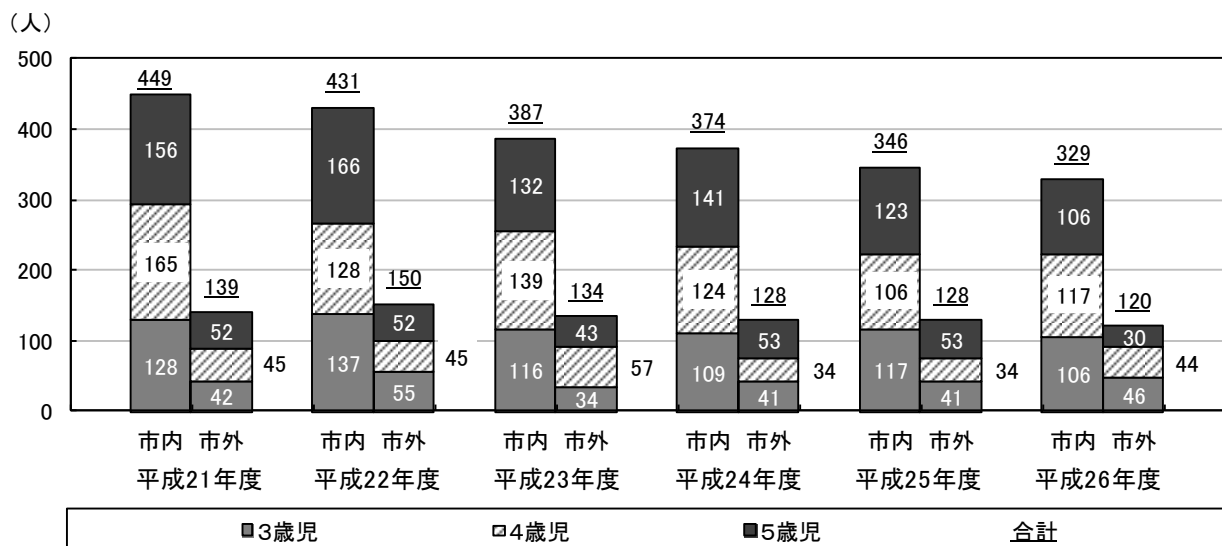
保育園の園児数は、横ばいで推移しており、平成26年には2,944人となっています。一方、幼稚園の園児数は減少傾向にあり、平成26年で市内329人、市外120人となっています。

■保育園児数（広域受託を除く）※認定こども園（保育園部）含む。



資料：子育て支援課（各年4月1日）

■幼稚園児数 ※認定こども園（幼稚園部）含む。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

2 ニーズ調査結果

(1) 調査概要

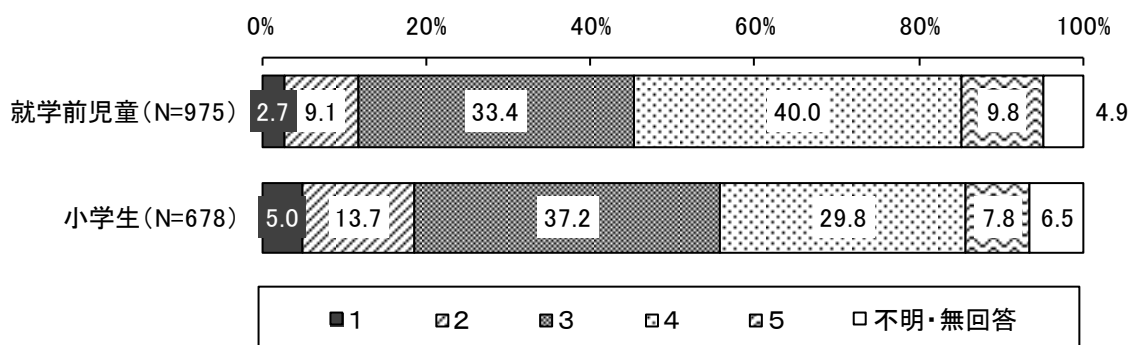
- 調査地域：射水市全域
- 調査対象者：射水市内在住の「就学前児童」の保護者
射水市内在住の「小学生」の保護者
- 抽出方法：就学前児童、小学生を無作為抽出
- 調査期間：平成25年12月13日～平成25年12月27日
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,500	975	65.0%
小学生	1,000	678	67.8%
合計	2,500	1,653	66.1%

(2) 調査結果

射水市における子育ての環境や支援への満足度〈単数回答〉

『満足している』（「4」＋「5」）は就学前児童で49.8%、小学生で37.6%となっており、小学生と比べて、就学前児童で満足度が高くなっています。

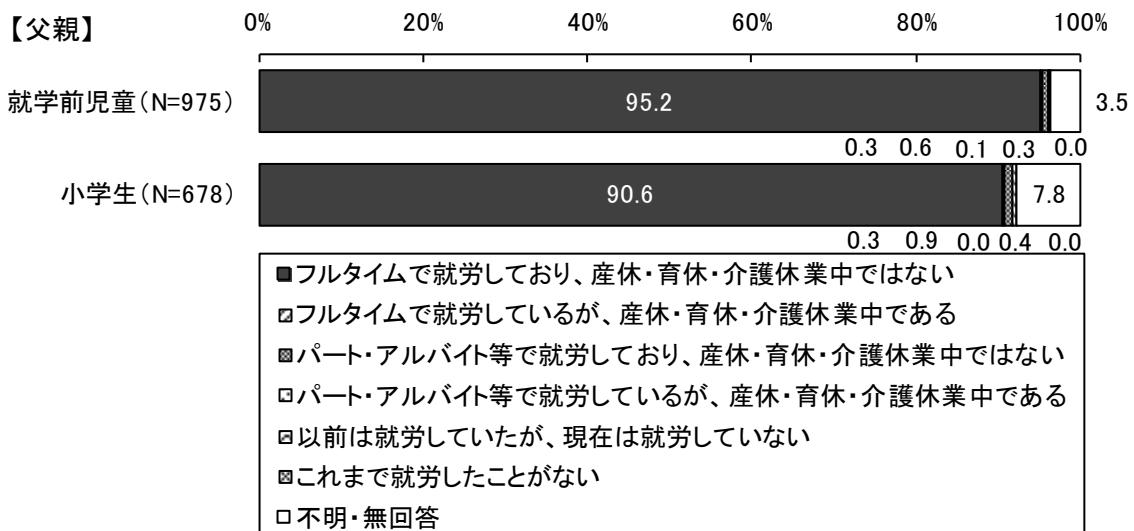
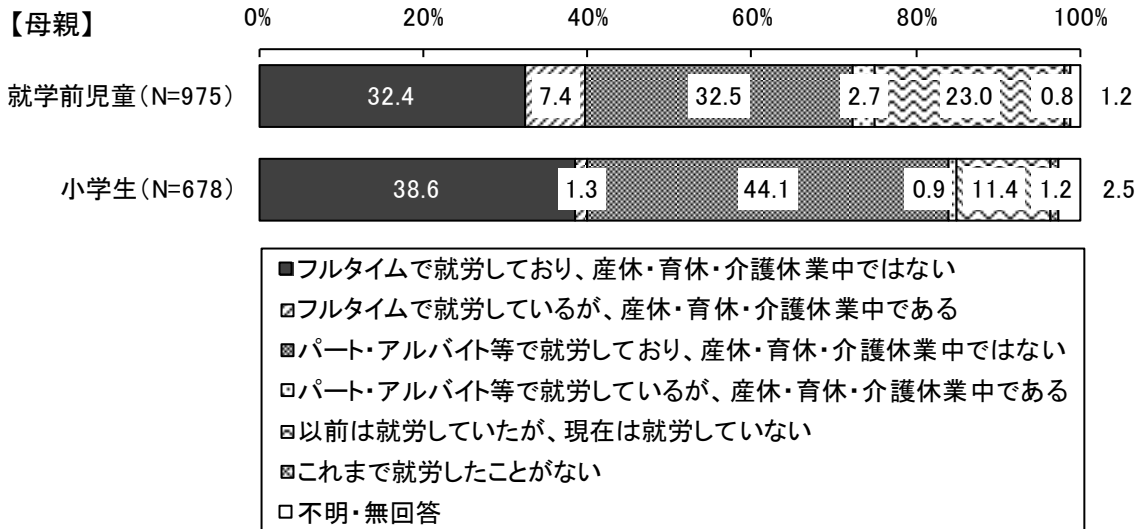


※「1」が最も満足度が低く、「5」が最も満足度が高い。

保護者の就労状況〈単数回答〉

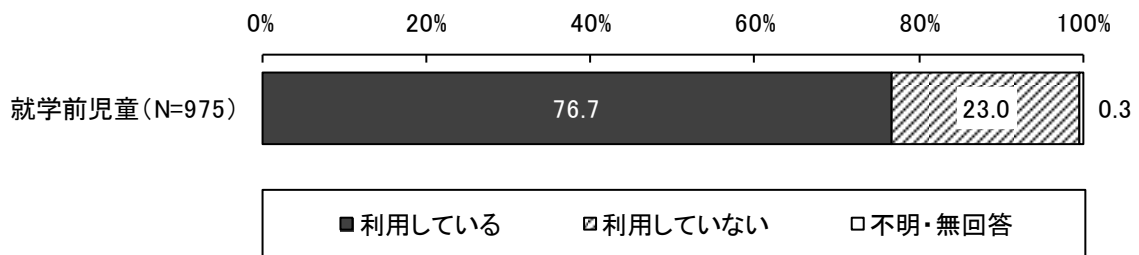
母親は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で32.5%、小学生で44.1%と最も高くなっています。

父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で95.2%、小学生で90.6%と最も高くなっています。



平日の幼稚園や保育園などの利用の有無〈単数回答〉

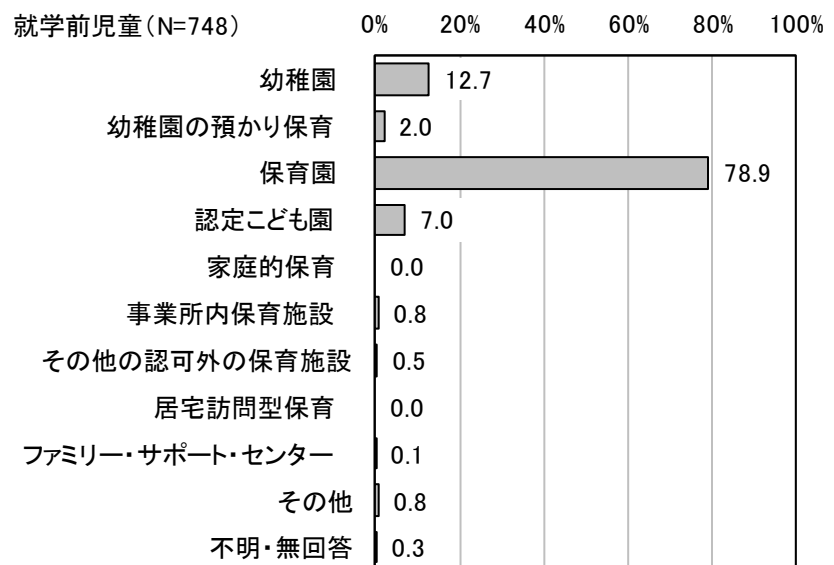
「利用している」が76.7%、「利用していない」が23.0%となっています。



定期的に利用している教育・保育事業〈複数回答〉

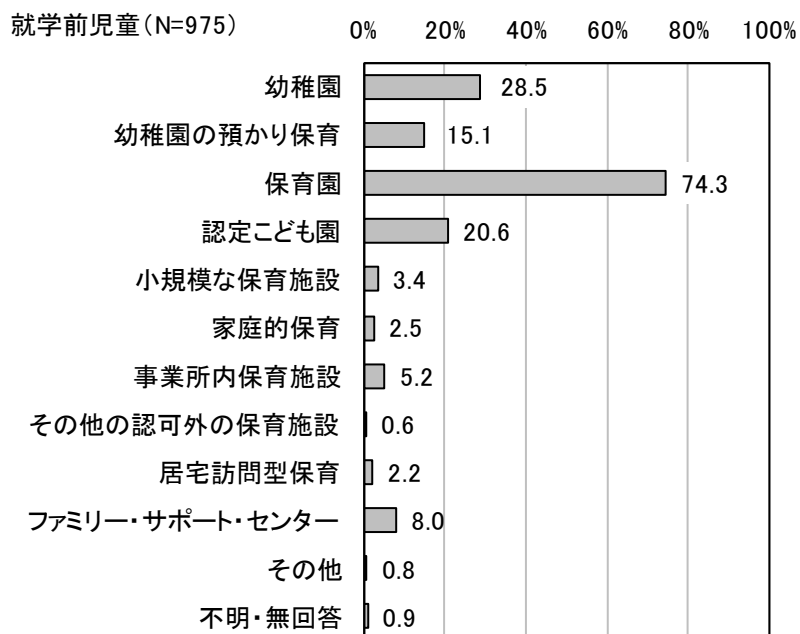
※利用の有無で「利用している」に○をつけた方のみ回答

「保育園」が78.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が12.7%、「認定こども園」が7.0%となっています。



今後定期的に利用したいと考える事業〈複数回答〉

「保育園」が74.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が28.5%、「認定こども園」が20.6%となっています。

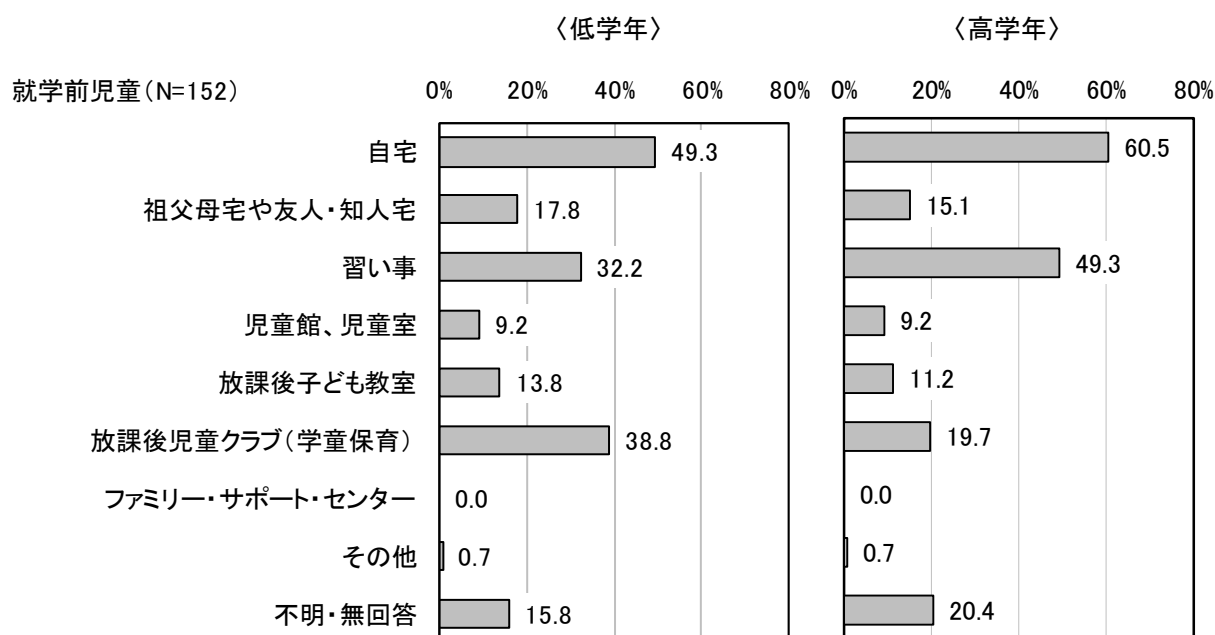


放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉

※就学前児童(5歳以上)の保護者の方のみ回答

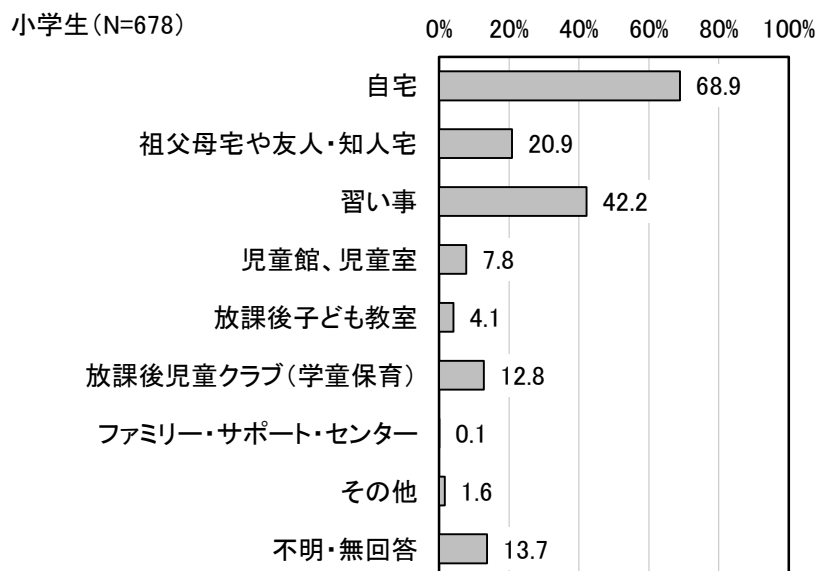
低学年のうちは、「自宅」が49.3%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が38.8%となっています。

高学年になってからは、「自宅」が60.5%と最も高く、次いで「習い事」が49.3%となっています。「放課後児童クラブ(学童保育)」は19.7%となっています。



現在の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉

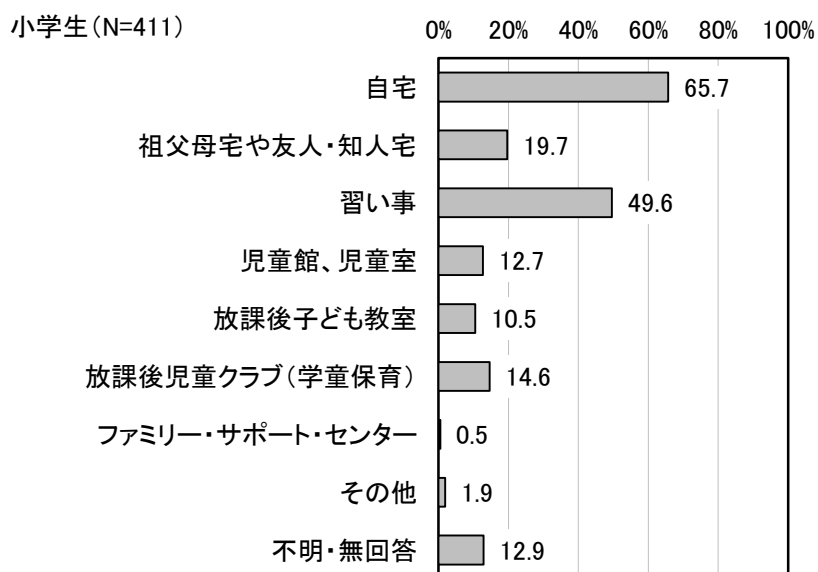
「自宅」が68.9%と最も高く、次いで「習い事」が42.2%となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は12.8%となっています。



小学校高学年になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉

※小学校低学年(1～3年生)の保護者の方のみ回答

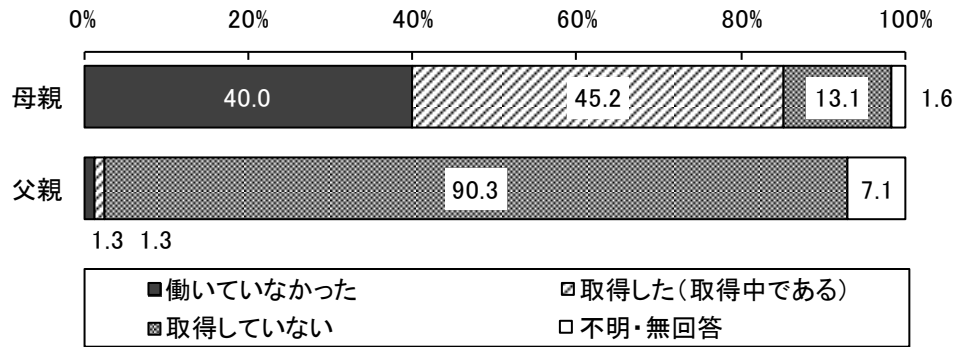
「自宅」が65.7%と最も高く、次いで「習い事」が49.6%となっています。放課後児童クラブ（学童保育）」は14.6%となっています。



保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

母親は「取得した（取得中である）」が45.2%、「取得していない」が13.1%となっています。
 父親は「取得した（取得中である）」が1.3%、「取得していない」が90.3%となっています。

就学前児童(N=975)

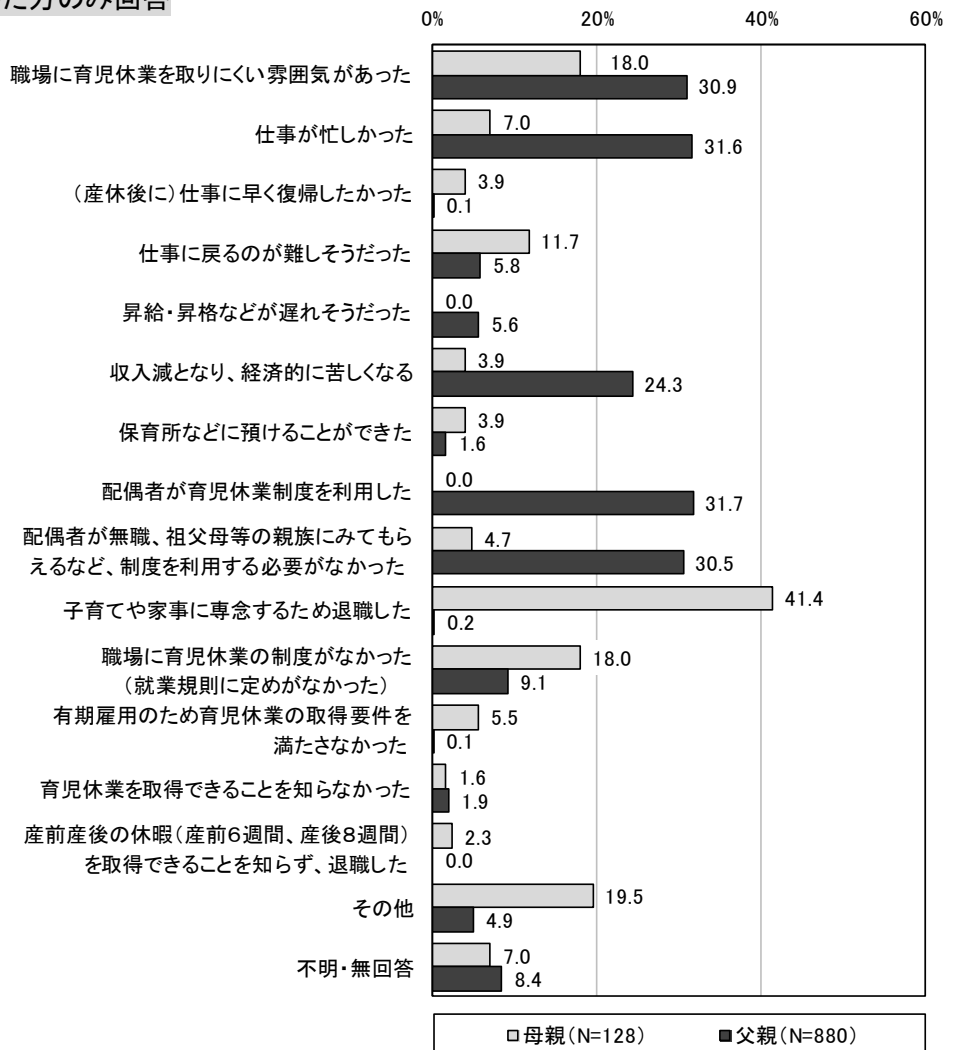


育児休業を取得していない理由〈複数回答〉

※「取得していない」を選んだ方のみ回答

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が41.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」がともに18.0%となっています。

父親は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が31.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が31.6%となっています。



3 次世代育成支援行動計画の評価

射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）における目標指標（全 25 指標）について、下表の通り評価を行いました。

【評価の基準】

平成 25 年度実績を平成 20 年度と比較し、着実に前進しているもの：◎、前進していないもの：○、後退しているもの：△とした。

指標名	単位	実績値		目標値	評価
		H20	H25	H26	
1 地域における子育ての支援					
「子育てが楽しい」と回答する率	%	97.2	97.9	100.0	◎
放課後児童クラブ(学童保育)数	クラブ	12	17	20	◎
ファミリー・サポート・センターの年間利用件数(か所数)	件 (か所)	144 (1)	1,242 (1)	400 (1)	◎
子育て支援センター数	か所	10	12	12	◎
保育園定員数	人	3,080	3,010	2,860	◎
公立幼稚園定員数	人	405	405	295	◎
延長保育実施箇所数	か所	23	23	26	○
一時預かり事業実施箇所数	か所	8	10	10	◎
休日保育実施箇所数	か所	5	7	8	◎
病児・病後児保育実施箇所数	か所	0	1	2	◎
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進					
妊娠届出時の母の喫煙率	%	6.4	3.4	0.0	◎
母乳で育てる人の割合	%	59.6	61.7	60.0	◎
1歳6か月児健診の受診率	%	98.7	98.7	100.0	○
3歳児健診の受診率	%	97.7	98.2	100.0	◎
むし歯のない子ども(3歳児)の割合	%	74.9	83.5	80.0	◎
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備					
朝食を欠食する児童・生徒の割合(小・中学生)	%	1.7	1.1	0.0	◎
放課後子ども教室参加率	%	21.8	18.0	27.0	△
家庭教育に関する学習会・相談会参加率	%	49.5	35.9	50.0	△

※放課後子ども教室参加率の平成 25 年度実績は土曜学習推進事業含む

指標名	単位	実績値		目標値	評価
		H20	H25	H26	
4 子育てを支援する生活環境の整備					
指定宅地取得支援等による住宅建築充足率	%	72.0	79.0	79.0	◎
子どもエコクラブ登録数	団体	0	1	10	◎
5 職業生活と家庭生活との両立の推進					
父親の育児参加率	%	88.9	89.0	100.0	◎
女性の育児休業制度取得率	%	85.9	87.5	90.0	◎
6 子ども等の安全の確保					
交通安全教室受講者数	人	6,318	4,366	6,500	△
防犯灯整備計画実施率	%	43.1	77.8	80.0	◎
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進					
要保護児童対策研修会の開催数 (代表者会議及び実務者会議)	回	3	4	5	◎

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

【基本理念】

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針をふまえつつ、本市がこれまで「射水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の中で実現を目指してきた精神を継承し、次の基本理念を掲げ、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

つなごう・広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち 射水
～子どもたちの輝く未来のために～

つなごう・広げよう 子育ての輪

地域、事業者、行政が連携し、子育てをしている家庭を社会全体で支える仕組みづくりを始めとした、子どもを生み育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもが健やかに育つ社会の形成を目指します。

親子の笑顔があふれるまち 射水

保護者が子育てについての第一義的責任を持ちながら、祖父母を含めた家族をはじめ、社会のすべての構成員が子育て支援の重要性に関心と理解を深め、各々の役割を果たすことを大切に、保護者が子育ての楽しさや喜びを実感できるようなまちを目指します。

～子どもたちの輝く未来のために～

子どもたちは、社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。

わたしたちは、「子どもの幸せや利益を最大限に尊重し、子どもの育ちを第一に考えること」を念頭におき、本市に住むすべての子どもたちが、いきいきと健やかに、そして心優しく豊かな心を持つとともにたくましく成長し、子ども自身が「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という思いを抱き、まちへの誇りや愛郷心が育つことを目指します。

以下の3つの方針に基づき、教育・保育の充実のみならず、子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえた施策を展開していきます。

(1) 子どもの健やかな成長への支援

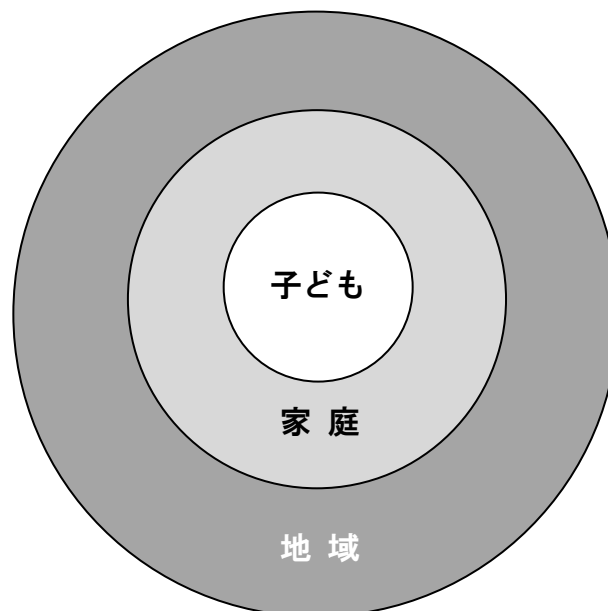
すべての子どもが、健やかに成長し、まちの未来を担う存在になれるよう、子どもたちが育つ過程において多様な経験機会を提供するなど、多様な支援を行います。

(2) 家庭における子育てへの支援

すべての親や祖父母等の家族が、子育ての過程において、不安や悩みを抱え込まないよう適切な支援を行うとともに、親自身が学び、育つことにより、子育ての喜びを感じながら、楽しく子育てできるようにします。

(3) 地域で支える子育て支援

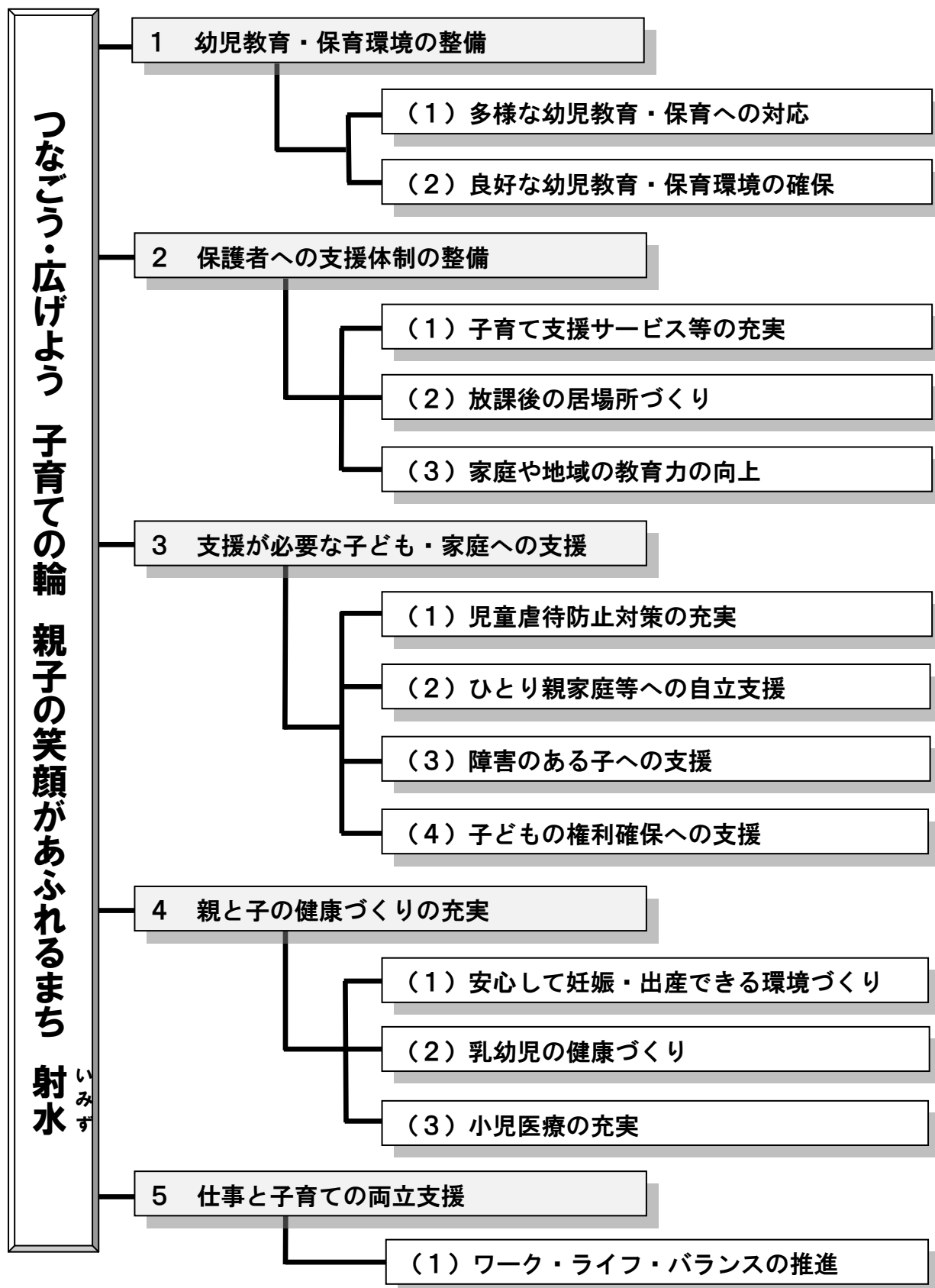
地域で生活する一人ひとりが、子どもたちに関心を持ち、見守り育てるための支援と体制づくりを関係機関や地域住民が協力して行います。



射水市全体で子どもを支える！

2 施策体系

射水市次世代育成支援計画の方向性や施策を引きつぎつつ、射水市の子ども・子育てに関する施策について取り組みを進めます。



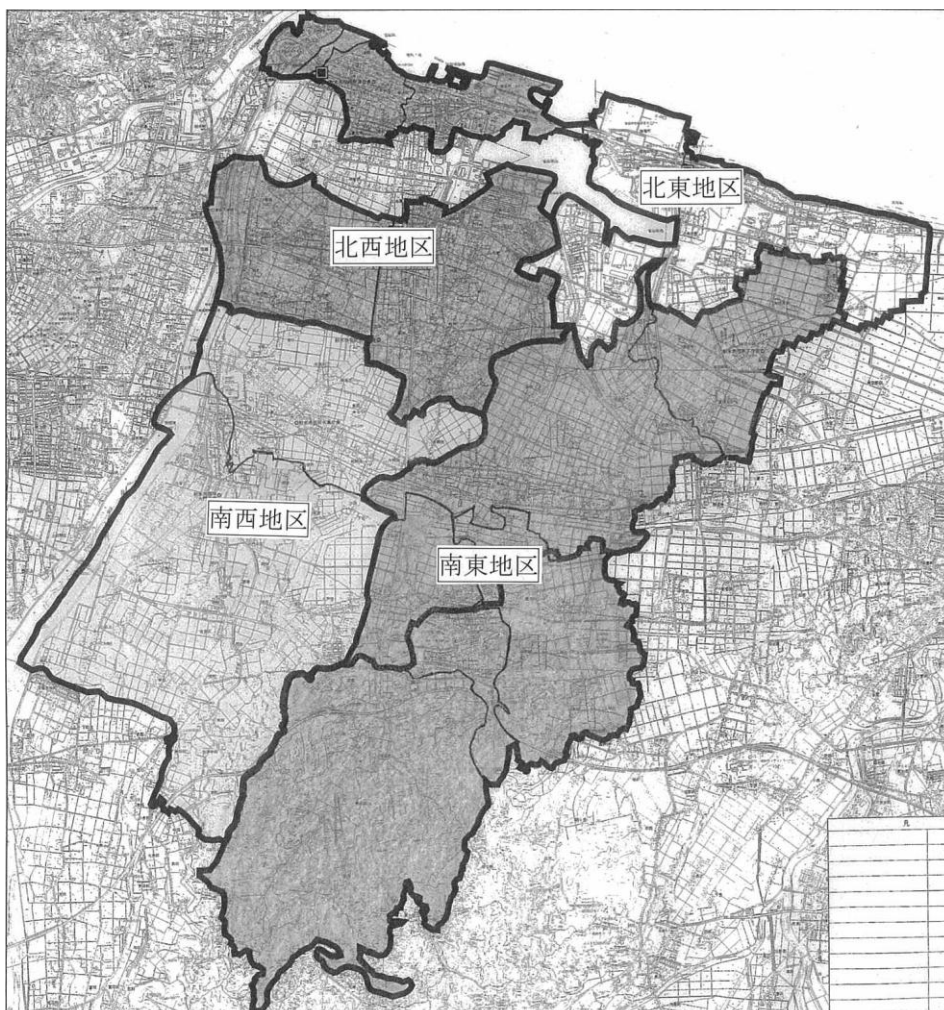
第4章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、『地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てること』としています。

本市では、「北西地区」「北東地区」「南西地区」「南東地区」の4つの教育・保育提供区域を設定し、地域の実情に応じたサービスを提供していきます。

■教育・保育提供区域



区域	中学校区	人数（平成26年2月27日現在）		
		0～5歳児	小学1～6年生	計
北西地区	新湊中、新湊南部中	912	958	1,870
北東地区	射北中	659	810	1,469
南東地区	小杉中、小杉南中	1,893	2,128	4,021
南西地区	大門中	1,395	1,600	2,995
	計	4,859	5,496	10,355

2 量の見込みと確保の内容

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、平成 27 年度を初年度とする 5 年間の、教育・保育事業、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成 25 年 12 月に実施した「射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。また、今後 5 年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、量の見込みに対する確保の内容を設定しています。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり(教育のニーズあり)	保育の必要性あり(教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育				○

■射水市の教育・保育施設数(平成 26 年度時点)

	実施か所	平成 25 年度実績	定員
幼稚園	5	5	845
保育園	25	25	2,850
認定こども園	1	1	270
認可外保育施設	5	5	—
事業所内保育施設	3	3	—

※認定こども園の定員(幼稚園部120人+保育園部150人)

【確保の内容について】

確保の内容については、利用定員数で定めています。

利用定員については、毎年度各園の利用実態を踏まえ検証し、提供体制の確保に努めていきます。

①1号認定・2号認定(教育ニーズあり)

【提供体制及び確保方策の考え方】

平成27年度から平成31年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

北西地区において、平成30年度から保育園を認定こども園へ移行し、1号認定の子どもを受け入れます。

(単位:人)

全体		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
量の見込み	1号	355	341	346	338	343
	2号(教育のニーズあり)	129	131	132	129	132
	A 合計	484	472	478	467	475
確保の内容	幼稚園	350	350	350	330	330
	認定こども園	60	60	60	80	80
	市外幼稚園	40	40	40	40	40
	市外認定こども園	40	40	40	40	40
	B 合計	490	490	490	490	490
B-A		6	18	12	23	15

北西		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
量の見込み	1号	70	64	66	60	62
	2号(教育のニーズあり)	20	25	24	23	24
	A 合計	90	89	90	83	86
確保の内容	幼稚園	30	30	30	10	10
	認定こども園	0	0	0	20	20
	市外幼稚園	40	40	40	40	40
	市外認定こども園	20	20	20	20	20
	B 合計	90	90	90	90	90
B-A		0	1	0	7	4

北東		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
量の 見込み	1号	46	44	46	44	45
	2号(教育のニ ーズあり)	17	17	18	17	17
	A 合計	63	61	64	61	62
確保の 内容	幼稚園	65	65	65	65	65
	認定こども園	0	0	0	0	0
	市外幼稚園	0	0	0	0	0
	市外認定こど も園	0	0	0	0	0
	B 合計	65	65	65	65	65
B-A		2	4	1	4	3

南西		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
量の 見込み	1号	101	94	94	93	98
	2号(教育のニ ーズあり)	39	36	36	35	38
	A 合計	140	130	130	128	136
確保の 内容	幼稚園	120	120	120	120	120
	認定こども園	0	0	0	0	0
	市外幼稚園	0	0	0	0	0
	市外認定こど も園	20	20	20	20	20
	B 合計	140	140	140	140	140
B-A		0	10	10	12	4

南東		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
量の 見込み	1号	138	139	140	141	138
	2号(教育のニ ーズあり)	53	53	54	54	53
	A 合計	191	192	194	195	191
確保の 内容	幼稚園	135	135	135	135	135
	認定こども園	60	60	60	60	60
	市外幼稚園	0	0	0	0	0
	市外認定こど も園	0	0	0	0	0
	B 合計	195	195	195	195	195
B-A		4	3	1	0	4

②2号認定(教育ニーズなし)

【提供体制及び確保方策の考え方】

平成27年度から平成31年度にかけては、児童人口の減少とともに量の見込みも減少傾向にあり、現在の提供体制で確保できる見込みです。

(単位:人)

全体		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの量	2号	1,888	1,817	1,842	1,796	1,826
	A 合計	1,888	1,817	1,842	1,796	1,826
内容の確保	保育園	1,851	1,851	1,851	1,851	1,851
	認定こども園	90	90	90	90	90
	B 合計	1,941	1,941	1,941	1,941	1,941
B-A		53	124	99	145	115

北西		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの量	2号	397	364	375	342	350
	A 合計	397	364	375	342	350
内容の確保	保育園	400	400	400	400	400
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	400	400	400	400	400
B-A		3	36	25	58	50

北東		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの量	2号	228	222	230	220	225
	A 合計	228	222	230	220	225
内容の確保	保育園	244	244	244	244	244
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	244	244	244	244	244
B-A		16	22	14	24	19

南西		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの量	2号	573	535	535	527	557
	A 合計	573	535	535	527	557
確保の内容	保育園	590	590	590	590	590
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	590	590	590	590	590
B-A		17	55	55	63	33

南東		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの量	2号	690	696	702	707	694
	A 合計	690	696	702	707	694
確保の内容	保育園	617	617	617	617	617
	認定こども園	90	90	90	90	90
	B 合計	707	707	707	707	707
B-A		17	11	5	0	13

③3号認定(1、2歳)

【提供体制及び確保方策の考え方】

現在、認可定員数を超えて受け入れている園があるため、平成27年度から、北西地区(2園)、南西地区(1園)及び南東地区(4園)の定員数を見直し提供体制の確保に努めます。

南西地区において、平成28年度に量の見込みが増えるため、保育園の定員を8人増やし、提供体制の確保に努めます。

南東地区において平成27年度から、新制度に対応する地域型保育の実施が予定されているため、6人の定員数を見込んでいます。

(単位:人)

全体		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込みの量	3号	912	942	949	941	938
	1・2歳					
A 合計		912	942	949	941	938
確保の内容	保育園	903	911	911	911	911
	認定こども園	48	48	48	48	48
	地域型保育	6	6	6	6	6
	認可外保育	34	34	34	34	34
	B 合計	991	999	999	999	999
B-A		79	57	50	58	61

北西			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	1・2歳	151	160	161	158	155
	A 合計		151	160	161	158	155
確保の内容	保育園		195	195	195	195	195
	認定こども園		0	0	0	0	0
	地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育		0	0	0	0	0
	B 合計		195	195	195	195	195
B-A			44	35	34	37	40

北東			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	1・2歳	117	123	123	121	119
	A 合計		117	123	123	121	119
確保の内容	保育園		135	135	135	135	135
	認定こども園		0	0	0	0	0
	地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育		0	0	0	0	0
	B 合計		135	135	135	135	135
B-A			18	12	12	14	16

南西			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	1・2歳	268	292	293	292	292
	A 合計		268	292	293	292	292
確保の内容	保育園		272	280	280	280	280
	認定こども園		0	0	0	0	0
	地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育		13	13	13	13	13
	B 合計		285	293	293	293	293
B-A			17	1	0	1	1

南東			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	1・2歳	376	367	372	370	372
	A 合計		376	367	372	370	372
確保の内容	保育園		301	301	301	301	301
	認定こども園		48	48	48	48	48
	地域型保育		6	6	6	6	6
	認可外保育		21	21	21	21	21
	B 合計		376	376	376	376	376
B-A			0	9	4	6	4

④3号認定(0歳)

【提供体制及び確保方策の考え方】

現在、認可定員数を超えて受け入れている園があるため、平成27年度から、北西地区(2園)、南西地区(1園)、南東地区(4園)の定員数を見直し提供体制の確保に努めます。

南東地区において平成27年度から、新制度に対応する地域型保育の実施が予定されているため、南西地区に3人及び南東地区に6人の定員数を見込んでいます。

(単位:人)

全体			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	0歳	268	266	263	262	258
	A 合計		268	266	263	262	258
確保の内容	保育園		256	256	256	256	256
	認定こども園		12	12	12	12	12
	地域型保育		9	9	9	9	9
	認可外保育		9	9	9	9	9
	B 合計		286	286	286	286	286
B-A			18	20	23	24	28

北西			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	0歳	44	43	42	42	40
	A 合計		44	43	42	42	40
確保の内容	保育園		55	55	55	55	55
	認定こども園		0	0	0	0	0
	地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育		0	0	0	0	0
	B 合計		55	55	55	55	55
B-A			11	12	13	13	15

北東			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	0歳	34	34	33	33	32
	A 合計		34	34	33	33	32
確保の内容	保育園		41	41	41	41	41
	認定こども園		0	0	0	0	0
	地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育		0	0	0	0	0
	B 合計		41	41	41	41	41
B-A			7	7	8	8	9

南西			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	0歳	86	86	86	86	86
	A 合計		86	86	86	86	86
確保の内容	保育園		78	78	78	78	78
	認定こども園		0	0	0	0	0
	地域型保育		3	3	3	3	3
	認可外保育		5	5	5	5	5
	B 合計		86	86	86	86	86
B-A			0	0	0	0	0

南東			平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
見込み量の	3号	0歳	104	103	102	101	100
	A 合計		104	103	102	101	100
確保の内容	保育園		82	82	82	82	82
	認定こども園		12	12	12	12	12
	地域型保育		6	6	6	6	6
	認可外保育		4	4	4	4	4
	B 合計		104	104	104	104	104
B-A			0	1	2	3	4

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

■射水市における実施事業一覧(平成 25 年度時点)

		実施か所数	平成 25 年度実績
①時間外保育事業(延長保育)		23	942 人
②放課後児童健全育成事業		17	670 人
③子育て短期支援事業			—
④地域子育て支援拠点事業		12	50,839 人(延)
⑤一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	幼稚園 6 か所(市内)	8,419 人(延)
	その他の一時預かり(未就学児)	保育園 8 か所(市内)	5,719 人(延)
		その他 2 か所(市内)	
ファミリー・サポート・センター事業(未就学児のみ)			
⑥病児・病後児保育事業		1 か所	76 人(延)
⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		1 か所	925 人(延)
⑧妊婦健診事業		—	8,681 人(延)
⑨乳児家庭全戸訪問事業		—	540 人
⑩養育支援訪問事業			—
⑪利用者支援(子育て支援課窓口)		1 か所	1 か所
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業			—
⑬多様な主体が参画することを促進するための事業			—

※ ⑤一時預かり事業の実施箇所数には、認定こども園(幼稚園部および保育園部)を含める

①時間外保育事業(延長保育)

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績率を基に設定しています。

確保の内容は現在の提供体制で十分に確保されています。

(単位:人)

全体	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	890	881	884	871	873
B 確保の内容	890	881	884	871	873
B-A	0	0	0	0	0

北西	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	134	130	131	124	124
B 確保の内容	134	130	131	124	124
B-A	0	0	0	0	0

北東	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	112	112	113	109	110
B 確保の内容	112	112	113	109	110
B-A	0	0	0	0	0

南西	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	265	262	262	260	267
B 確保の内容	265	262	262	260	267
B-A	0	0	0	0	0

南東	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	379	377	378	378	372
B 確保の内容	379	377	378	378	372
B-A	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

確保の内容については国の示す「専用区画の面積」を基に設定しています。量の見込みが確保の内容を上回る既存のクラブについては、経過措置を適用し運営の継続を図ることとしますが、利用児童数の推移を考慮し、必要に応じクラブ増設等について検討を進めていきます。

・経過措置による確保の内容(専用室面積における児童一人当たりの面積:1.11㎡)

小杉小学校 152 人、作道小学校 63 人

塚原小学校、下村小学校については放課後児童クラブは未設置ですが、地域の実情に応じ、今後、放課後児童クラブの開設について検討していきます。

(単位:人)

全体

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	793 (30)	819 (31)	816 (31)	814 (30)	809 (29)
B 確保の内容	1,124	1,124	1,124	1,124	1,124
B-A	331	305	308	310	315

※量の見込み ()は塚原小学校、下村小学校の合計数値

放生津小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	21	22	22	22	19
B 確保の内容	41	41	41	41	41
B-A	20	19	19	19	22

新湊小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	27	28	28	28	27
B 確保の内容	40	40	40	40	40
B-A	13	12	12	12	13

作道小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	39	48	47	54	57
B 確保の内容	42	42	42	42	42
B-A	3	-6	-5	-12	-15

※確保の内容が量の見込みを下回る年度については経過措置を適用し対応することとします。

片口小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	49	46	42	42	43
B 確保の内容	93	93	93	93	93
B-A	44	47	51	51	50

堀岡小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	25	25	23	24	25
B 確保の内容	60	60	60	60	60
B-A	35	35	37	36	35

東明小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	43	42	43	40	42
B 確保の内容	58	58	58	58	58
B-A	15	16	15	18	16

塚原小学校(参考)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	(8)	(9)	(10)	(12)	(10)
B 確保の内容	-	-	-	-	-
B-A	-	-	-	-	-

※量の見込みについては塚原コミュニティセンター児童室での学童保育登録数を基に算出しています。

小杉小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	104	113	112	117	113
B 確保の内容	102	102	102	102	102
B-A	-2	-11	-10	-15	-11

※確保の内容が量の見込みを下回る年度については経過措置を適用し対応することとします。

金山小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	23	21	20	20	20
B 確保の内容	25	25	25	25	25
B-A	2	4	5	5	5

歌の森小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	89	93	97	96	102
B 確保の内容	106	106	106	106	106
B-A	17	13	9	10	4

太閤山小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	79	79	77	76	74
B 確保の内容	100	100	100	100	100
B-A	21	21	23	24	26

中太閤山小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	95	100	110	101	101
B 確保の内容	113	113	113	113	113
B-A	18	13	3	12	12

大門小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	141	140	133	130	122
B 確保の内容	226	226	226	226	226
B-A	85	86	93	96	104

下村小学校(参考)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	(22)	(22)	(21)	(18)	(19)
B 確保の内容	-	-	-	-	-
B-A	-	-	-	-	-

※量の見込みについては下村児童館での学童保育登録数を基に算出しています。

大島小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	58	62	62	64	64
B 確保の内容	118	118	118	118	118
B-A	60	56	56	54	54

③子育て短期支援事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

ニーズがあった場合は、県及び近隣市の施設での事業実施について検討していきます。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B-A	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の利用実績数を基に設定しています。

確保の内容は、現在の提供体制で十分に確保されています。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	51,000	51,500	52,000	52,500	53,000
B 確保の内容	51,000	51,500	52,000	52,500	53,000
B-A	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績人数を基に設定しています。

確保の内容は、現在の提供体制で十分に確保されています。

(単位:人)

【幼稚園の預かり保育】

全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A量の見込み	1号認定による利用	1,181	1,181	1,181	1,181	1,181
	2号認定による利用	13,488	13,488	13,488	13,488	13,488
B 確保の内容		14,669	14,669	14,669	14,669	14,669
B-A		0	0	0	0	0

北西		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A量の見込み	1号認定による利用	242	242	242	242	242
	2号認定による利用	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767
B 確保の内容		3,009	3,009	3,009	3,009	3,009
B-A		0	0	0	0	0

北東		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A量の見込み	1号認定による利用	50	50	50	50	50
	2号認定による利用	566	566	566	566	566
B 確保の内容		616	616	616	616	616
B-A		0	0	0	0	0

南西		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A量の見込み	1号認定による利用	345	345	345	345	345
	2号認定による利用	3,948	3,948	3,948	3,948	3,948
B 確保の内容		4,293	4,293	4,293	4,293	4,293
B-A		0	0	0	0	0

南東		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A量の見込み	1号認定による利用	544	544	544	544	544
	2号認定による利用	6,207	6,207	6,207	6,207	6,207
B 確保の内容		6,751	6,751	6,751	6,751	6,751
B-A		0	0	0	0	0

【その他の一時預かり(未就学児)】

保育園等で行う一時預かり

全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		5,957	5,957	5,957	5,957	5,957
B 確保の内容	一時預かり事業	5,957	5,957	5,957	5,957	5,957
B-A		0	0	0	0	0

北西		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
B 確保の内容	一時預かり事業	1,422	1,422	1,422	1,422	1,422
B-A		0	0	0	0	0

北東		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		431	431	431	431	431
B 確保の内容	一時預かり事業	431	431	431	431	431
B-A		0	0	0	0	0

南西		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		2,076	2,076	2,076	2,076	2,076
B 確保の内容	一時預かり事業	2,076	2,076	2,076	2,076	2,076
B-A		0	0	0	0	0

南東		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		2,028	2,028	2,028	2,028	2,028
B 確保の内容	一時預かり事業	2,028	2,028	2,028	2,028	2,028
B-A		0	0	0	0	0

ファミリー・サポート・センター(未就学児)

(単位:人)

全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		383	383	383	383	383
B 確保の内容	ファミリー・サポート・センター(病児・病後児を除く)	383	383	383	383	383
B-A		0	0	0	0	0

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり」については、保育園等で行う一時預かりとファミリー・サポート・センター(未就学児)を分けた目標事業量としています。

⑥病児・病後児保育事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績人数及びニーズ調査の結果を基に設定しています。

確保の内容は、現在の提供体制で十分に確保されています。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	360	360	360	360	360
B 確保の内容	病児保育事業	360	360	360	360
B-A	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みは、過去5年間の最大利用実績人数を基に設定しています。

確保の内容は、現在の提供体制で十分に確保されています。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
B 確保の内容	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
B-A	0	0	0	0	0

※就学児の利用分のみの目標事業量です。未就学児の一時預かりの事業量の見込みは「その他の一時預かり」に含みます。

⑧妊婦健診事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みについては当該年度の翌年度の0歳児の人数(人口推計から)としています。

県内医療機関、県外里帰り機関において、すべての妊婦の受診を目指すとともに、11週以内の早期届出者を増やします。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	708	700	691	680	665
B 確保の内容	708	700	691	680	665
B-A	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

【提供体制及び確保方策の考え方】

量の見込みについては当該年度の0歳児の人数(人口推計から)としています。

市内在住の、生後4か月未満の乳児すべての訪問を目指します。

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	715	708	700	691	680
B 確保の内容	715	708	700	691	680
B-A	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

乳幼児訪問指導など類似事業実施のため、計画期間中の実施は行いません。

⑪利用者支援

【提供体制及び確保方策の考え方】

子育て支援課窓口において、担当職員が、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の情報提供並びに相談・助言等を行います。

(単位:力所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保の内容	1	1	1	1	1
B-A	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

新規事業により国の今後の動向を踏まえ検討します。

⑬多様な主体が参画することを促進するための事業

新規事業により国の今後の動向を踏まえ検討します。

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

新制度では、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う認定こども園の普及を図ることとされています。

本市では、平成 26 年度において認定こども園は、民間による幼保連携型 1 園という状況ですが、今後、さらに多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園がない北西地区において、平成 30 年度を目途に保育園 1 園を認定こども園化する予定です。また、民間による認定こども園の開設については、事業者の意向を踏まえて、教育・保育提供区域の状況を考慮しながら普及に努めます。

(2) 質の高い教育・保育の提供と幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援について

質の高い教育・保育を提供するためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質の向上が重要であります。そのためには、研修体制を整える必要があり、日頃の保育内容を振り返る園内研修を充実させるとともに、専門性が必要となるアレルギー対応や虐待、気になる子への関わり方等、園外での研修機会を確保していきます。

また、幼稚園教諭と保育士が、お互いの役割と専門性を認識し、これからの幼児教育及び保育について学び合う合同研修を実施することで、職員の資質向上に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実について

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。

子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることができる子育て環境の整備に努めます。また、各事業における役割や特性を生かしながら、「子どもを産み育てるなら射水市で」が実感できる取り組みを進めていきます

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼稚園・保育園・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、供給が不足しがちな満 3 歳未満児の保育を提供する役割を担います。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。地域型保育事業が日頃から連携施設との交流や連携を密にすることで、満 3 歳以降も引き続き幼稚園・保育園・認定こども園において切れ目なく適切に教育・保育が受けられることとなります。このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者間での連携支援の充実を図ります。

(5) 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校等との連携

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、それぞれの職員による意見交換会の実施や児童の交流活動を年間計画に位置づけます。また、職員の相互参観の実施や就学児の実態について話し合う機会を設け、幼児期から児童期への発達の流れなどについての共通理解を深め、小学校教育への連続性が持てるよう緊密な連携を図っていきます。

第5章 施策の展開

1 幼児教育・保育環境の整備

<現状と課題>

女性の社会進出の増加や働き方の多様化、核家族化の進行等により、以前のように家庭で子どもを保育することが難しくなっており、低年齢児を中心とした保育ニーズの高まりや様々なニーズに対応した保育サービスの実施が必要となっています。

また、保育だけでなく、幼稚園等における幼児教育についても、子どものより良い発達・成長につながる教育の実施が求められているため、質の維持・向上に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(1) 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上を進めます。幼稚園・保育園・認定こども園での教育・保育を充実するとともに、延長保育や一時預かり、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスを展開します。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	保育の必要性の認定	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に応えるため、保育の必要性の認定を行い、円滑な給付につなげます。	子育て支援課
2	幼稚園における幼児教育	幼稚園において、満3歳以上の児童に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行います。	子育て支援課
3	認定こども園における教育・保育	保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるよう、教育・保育を一体的に行う認定こども園での教育・保育を行います。	子育て支援課
4	通常保育	保護者が就労等により、就学前の児童を家庭で保育ができない場合、保育園において保育を行います。家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育を補完します。	子育て支援課
5	延長保育	世帯構造の変化や就労形態の多様化等による保育ニーズに対応し、18時以降の延長保育を実施します。	子育て支援課
6	一時預かり	幼稚園における在園児を主対象とした一時預かり(預かり保育)を実施するとともに、保育園において、未就園児を対象とした一時預かりを実施します。	子育て支援課
7	休日保育	就労などで、日曜・祝祭日に保育が必要な在園児を保育する休日保育を実施します。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当課
8	病児・病後児保育	子どもが病気で、集団保育が困難な場合、保育園の専用スペースで一時的に預かります。	子育て支援課
9	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育など、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる地域型保育事業を状況に応じて実施します。	子育て支援課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
延長保育実施園数	園	23	24
一時預かり実施園数	園	8	9
休日保育実施園数	園	8	10
病児・病後児保育実施園数	園	1	1
地域型保育施設数	園	0	1

(2) 良好な幼児教育・保育環境の確保

保育サービス評価制度による評価や保育料等の軽減、園と小学校との連携を図り、就学時の円滑な接続を図るなど、子どもや保護者にとって、より良い幼児教育・保育の環境が確保できるよう努めます。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	保育サービス評価制度	保育サービスの質の向上を図るため、保育園が提供するサービスについて、第三者評価を行います。	子育て支援課
2	幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の連携の推進	幼稚園、保育園、認定こども園、小学校の行事等を通して、子どもたちや教職員の交流を行うとともに、互いの指導について理解を深め、連携を図ります。	子育て支援課 学校教育課
3	保育園保育料の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、月額保育料を低額に設定するとともに、第3子以降の園児の保育料無料化を実施しています。	子育て支援課
4	幼稚園保育料の軽減	公立幼稚園又は新制度に移行する私立幼稚園に通園している保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の園児の保育料無料化を実施しています。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当課
5	私立幼稚園就園 奨励費補助	<p>新制度に移行しない私立幼稚園に通園している子どもの保護者に対し、所得に応じて保育料の補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>なお、第3子以降の園児の保育料無料化を実施しています。</p>	子育て支援課

2 保護者への支援体制の整備

<現状と課題>

核家族化による家族の支援の欠如や地域における関係の希薄化により、保護者が子育てに関する悩みや不安を抱え込んでしまい、大きなストレスを感じるなどの問題が生じています。

子育て中の保護者の孤立を防ぐため、相談や情報提供、交流・仲間づくりなどの支援を進めていくことが重要です。また、家庭や地域における教育力、子育て力を向上させ、心豊かで健やかな子どもを育てていくことが求められています。

(1) 子育て支援サービス等の充実

ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターなどの充実を図り、地域での子育てが円滑に行えるよう支援するとともに、利用者支援では、子どもや家庭の状況に合わせたサービスや事業の紹介・つなぎを行い、保護者の不安や悩みが解消できるよう支援します。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センター	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員登録し、緊急的に育児が困難な場合や子どもの病気の回復期や夜間の一時預かり等の対応を行います。また、ひとり親家庭や低所得者の優先的利用に配慮します。	子育て支援課
2	児童館	運動、工作、音楽等の遊びを通して、子どもの健康を増進し、豊かな情操を育むため、児童館における事業を実施します。	子育て支援課
3	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集う交流の場として、子育てに関する相談や援助、講習の実施、地域の子育て関連情報の提供等により、子育てに関する不安を軽減します。	子育て支援課
4	利用者支援	子育て支援課窓口及び子育て支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行います。	子育て支援課
5	子育て短期支援事業(短期入所生活援助 ショートステイ)	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当課
6	子育て短期支援事業（夜間養護等トワイライトステイ）	保護者が就労その他の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で生活指導、食事の提供等の支援を行います。	子育て支援課
7	子育てサークル	育児家庭に対し、不安等を軽減するために、親同士の仲間づくりを行い、地域の子育て交流を推進します。	子育て支援課
8	子育ての情報提供	子育て情報サイト「いみず子育て情報 ちゃいる.com」や子育て情報誌、子育てメールマガジンなど、妊娠・出産から子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。	子育て支援課
9	とやまっ子子育て応援券普及促進	とやまっ子子育て応援券を配布し、地域における各種保育サービス、保健サービスの利用を促進することで、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
児童館延べ利用人数	万人	12.5	13.0
子育て支援センター延べ利用人数	万人	5.1	5.3
子育てサークル数	サークル	11	15

（２）放課後の居場所づくり

放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実を図り、安全・安心な小学生の放課後の居場所を確保します。

また、余裕教室の確保等を行い、それぞれに通う児童同士が同一の活動プログラムに参加できる体制について、福祉保健部と教育委員会が連携しつつ、放課後対策事業運営委員会において協議を行うなど、検討を進めていきます。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により、昼間家庭に不在の小学生に対し、放課後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	子育て支援課

2	放課後子ども教室	放課後の居場所づくりとして、学校、家庭、地域が連携して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。	生涯学習・ スポーツ課
3	土曜学習推進事業	学校、家庭、地域が連携して豊かで有意義な土曜日の教育環境を構築します。	生涯学習・ スポーツ課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
放課後児童クラブの開設小学校区数 及びクラブ数	小学校	12	15
	クラブ	17	22
放課後子ども教室実施数	か所	15	15
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型及び連携数	か所	13	15
放課後子ども教室・土曜学習推進事業 児童参加率	%	18.0	20.0

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育支援講座や子育て井戸端会議などを実施し、家庭教育力の向上を図るとともに、地域組織活動の支援や子育て支援隊の活動を通して、子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育てを支えます。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	家庭教育支援講座	保護者や子育て支援関係者等を対象に、専門家を招いて講座を実施し、子育てや家庭教育を行う上でのヒントや気づきを得る機会を提供します。	生涯学習・ スポーツ課
2	子育て井戸端会議	小学校就学児健康診断時を利用して、保護者同士が話し合う機会をつくり、子育てや家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習・ スポーツ課
3	家庭の役割について学ぶ機会の充実	子育ての楽しさ、男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生き育てることの意義についての教育や広報啓発活動を推進します。	学校教育課 子育て支援課
4	地域組織活動の支援(児童クラブ)(母親クラブ)	遊びを通して、子どもの社会性、感性、運動能力などを培う児童クラブ活動や、母親が正しい知識と技術を修得し、地域児童の福祉向上に努める母親クラブ活動を支援します。	子育て支援課

5	子育て支援隊	子育てに関する豊富な知識や子どもの創造性を育むことにつながる趣味・特技を持つ個人・団体が子育てに関する施設で活動し、子どもの健やかな成長を図ります。	子育て支援課
6	三世代交流	子どもと子育て中の親、地域の人たちが、子育てや生活の知恵、文化の継承などを通して、地域コミュニティを構築します。	生涯学習・スポーツ課
7	じいちゃんばあちゃんの孫育て談義	主に幼稚園児・保育園児から小学生までの孫の世話をしている祖父母を対象に孫育て談義を行います。祖父母の家庭教育力の向上を図るとともに、祖父母を通して、孫の親が子育てや家族についての課題を再認識し、家庭教育の重要性に気づく機会とします。	生涯学習・スポーツ課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
家庭教育支援講座参加者数	人	53	150
地域組織活動の支援(児童クラブ)小学生の加入率	%	95.7	96.0
子育て支援隊登録者数	人	35	35
じいちゃんばあちゃんの孫育て談義実施地区数	地区	2	27

3 支援が必要な子ども・家庭への支援

<現状と課題>

児童虐待は社会問題として深刻化しているため、関係機関との連携を図り、虐待の予防や早期発見に努めることが必要です。また、ひとり親家庭等への支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の規定に基づき、支援が求められています。併せて、障がいのある子どもが地域で安心して生活できるような環境づくりについても必要です。

支援が必要な子ども・家庭が抱える課題に対し、きめ細やかな支援を行い、子どもの権利が確保される環境づくりが求められています。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見に向け、専門的な知識を有した相談員による支援や、巡回訪問や巡回相談等を実施するとともに、園・学校、児童相談所、関係機関等との連携を図ります。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	要保護児童対策連絡協議会	子どもに関わる施設、地域等が連携し、要保護児童の適切な保護を図るための必要な情報を共有し、要保護児童及びその保護者への支援に努めます。	子育て支援課
2	家庭児童相談	子どもの養育に関する様々な悩みや心配ごとの相談を行い、子どもの健やかな成長を図ります。また、児童相談所や民生委員・児童委員等の関係者と連携し、巡回訪問、巡回相談を行うなど相談・指導及び在宅支援体制の整備・強化を図ります。	子育て支援課
3	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域支援	地域において児童の健全育成や虐待の防止等、子どもと子育て家庭への支援を図ります。	社会福祉課

(2) ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭等の困難を抱える家庭が、家庭生活と職業生活において自立し、安心して子育てができるよう、就労に向けた支援や経済的負担の軽減、相談体制の充実等を図ります。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金	自立支援教育訓練給付金制度の費用の一部を助成し、母子家庭及び父子家庭の経済的な自立を支援します。	子育て支援課
2	母子家庭等小口資金貸付	資金の貸付けを行うことにより、母子家庭の経済的自立と生活の安定、併せてその扶養する児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
3	母子・父子自立支援相談	母子・自立支援員による相談体制の強化を図り、巡回訪問指導を行うなど、母子及び父子の相談に応じ、必要とされる援助、支援に努めます。	子育て支援課
4	児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の健全な育成を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
5	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童とその父または母、もしくは養育者の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
6	児童生徒就学援助費	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等を援助します。	学校教育課

(3) 障がいのある子への支援

障がいのある子どもが、地域の中で安心して暮らしていけるよう、自らの持つ能力を最大限に活かすことができる環境の整備に努めます。また、関係機関が連携し、一貫した早期療育の充実と障がいのある子ども一人ひとりが必要とする取り組みを実施していきます。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	障がい児保育	障がいのある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもについて、保育園における保育を実施します。	子育て支援課
2	障がい児わくわく子育て支援	放課後や土曜日、長期休暇中に、障がいのある子どもの遊びや生活の場を設け、集団活動や生活訓練等を行います。	社会福祉課
3	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練や専門的な療育を行います。	社会福祉課
4	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児や保育所等の職員に対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行います。	社会福祉課
5	放課後等デイサービス	学校に通学する障がい児に対して、放課後や学校の休業日に、サービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。	社会福祉課

No.	事業名	内容	担当課
6	特別支援教育の充実	教育、日常生活等に特別の配慮を要する児童生徒に対して、適切な支援を行います。	学校教育課 子育て支援課
7	特別児童扶養手当	精神または身体に障がい(中程度以上)を有する20歳未満の障がい児を養育している父または母もしくは養育者に手当を支給します。(所得制限あり)	子育て支援課
8	障がい児福祉手当	20歳未満で、心身に重い障がいのある児童・生徒の負担の軽減の一助として手当を支給します。	社会福祉課
9	重度心身障がい者等在宅介護手当	障がい者(児)の介護者に対して手当を支給し、負担の軽減を図ります。	社会福祉課
10	心身障がい者(児)福祉金	本市に居住する心身障がい者(児)に対し、福祉金を支給し、心身障がい者(児)の生活の激励と負担の軽減を図ります。	社会福祉課
11	心身障がい児通園通院等介護助成金	障がい児の通園、通学または病院への通院に対して助成金を支給し、交通機関を利用して介護にあっている保護者の負担を軽減します。	社会福祉課
12	補装具給付	身体障がい者(児)に対し、補装具の給付を行い、失われた身体機能を補完または代償し、日常生活の能率の向上を図ります。	社会福祉課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
障がい児わくわく子育て支援延べ実施日数	日	200	200
児童発達支援延べ利用回数	回	2,644	3,168
保育所等訪問支援延べ利用回数	回	0	10
放課後等デイサービス延べ利用回数	回	1,182	6,048

(4) 子どもの権利確保への支援

子どもが抱える悩みについて、気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめ、犯罪、児童虐待等により、子どもの権利が侵害されないよう、子どもの権利支援センター等の充実を図り、精神的苦痛の軽減や立ち直りを支援します。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	子どもの悩み総合相談室	子どもに関する悩みの相談窓口となり、必要に応じて専門機関を紹介するなど、問題解決に向けて取り組みます。	子育て支援課
2	スクールカウンセラー	様々な悩みを抱える児童生徒の不安の解消や問題の解決を図り、児童生徒や保護者へのカウンセリング等を行い、相談体制の充実を図ります。	学校教育課
3	養育支援訪問	虐待などの問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・指導を行い、児童の養育を支援します。	健康推進課 子育て支援課
4	子どもの権利支援センター	子どもの権利支援センターの機能を充実し、悩みを抱え傷ついた子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供します。	子育て支援課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合	%	37.3	60.0
不安や悩みがあるとき相談できる人がいる子どもの割合	%	81.5	90.0

4 親と子の健康づくりの充実

<現状と課題>

妊娠・出産、育児に関する不安や悩みを抱える母親が多くみられます。よって、母子の健康や子育てに関する正しい知識が得られるよう情報提供を行うなど、適切な援助が求められます。

また、安心して生み育てられる基盤としての医療体制の充実が求められることから、医療機関等との連携を強化し、体制の充実を図ることが必要です。

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

安心して妊娠・出産できるよう、各種健康診査や教室などの実施や医療機関との連携強化により、母子の健康の確保と正しい知識の普及を図ります。また、不妊治療に関する負担の軽減等の支援を実施します。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	不妊治療費助成	不妊に関する治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
2	母子健康手帳の交付	妊娠届出者へ母子健康手帳を交付し、保健指導を行います。また、手帳交付時に母子保健サービス等の情報提供を行います。	健康推進課
3	妊婦一般健康診査	妊婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	健康推進課
4	妊婦歯科健康診査	妊娠届出時に受診勧奨を行い、妊婦歯科健康診査受診票を発行し、歯科健康診査及び歯科保健指導を実施します。	健康推進課
5	妊産婦医療費助成	妊産婦が特定の病気の治療を受けた場合に医療費を助成し、疾病の早期発見と早期治療を促進し、母体の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
6	もうすぐパパママ教室	母親の心の支えとなる父親が育児への理解を高め、親としての自覚や子どもを育てるしっかりとした心構えを持てるよう講義・沐浴実習等を実施します。	健康推進課
7	妊産婦相談	妊娠中や産後の健康管理等について、健康相談を行います。	健康推進課

No.	事業名	内容	担当課
8	妊産婦訪問指導	妊娠中や産後の健康管理について、必要に応じて家庭訪問を行い、指導を行います。	健康推進課
9	出産育児一時金 (国民健康保険)	被保険者が出産をしたとき、出産育児一時金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	保険年金課
10	産婦一般健康診査	産婦一般健康診査を受けることが必要である産婦について、健康診査費用を助成します。	健康推進課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
妊娠届出時の母の喫煙率	%	3.4	0
妊娠11週以下での妊娠届出率	%	92.3	100.0

(2) 乳幼児の健康づくり

乳幼児健康診査等の各種健康診査の実施などにより、子どもの疾病や障がい等を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう体制を整備します。また、子どもが心身ともに健康な状態で過ごせるよう、生後4か月までの全戸訪問や乳幼児訪問指導、育児相談、予防接種など、様々な乳幼児期の保健サービスの充実を図ります。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	乳児一般健康診査	1歳の誕生日前日まで、県内医療機関において健康診査を行います。子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期に治療できるよう支援します。	健康推進課
2	乳幼児健康診査	3か月児、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、子どもの発育・発達の遅滞、疾病を早期発見することに努めるとともに、育児等の助言や子どもの事故防止の啓発などを行います。	健康推進課
3	幼稚園・保育園・認定こども園における健康診断	疾病等の早期発見・治療の推進を図るため健康診断等を実施します。	子育て支援課
4	新生児・未熟児訪問指導	新生児及び未熟児のいる家庭を対象に、家庭を訪問し、発育・疾病予防等の健康に関する内容や育児全般について、指導・助言を行います。	健康推進課

No.	事業名	内容	担当課
5	生後4か月までの全戸訪問(こんには赤ちゃん事業)	母子保健推進員が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	健康推進課
6	乳幼児訪問指導	乳幼児のいる家庭を対象に、家庭を訪問し、発育・疾病予防等の健康に関する内容や育児全般について、指導・助言を行います。	健康推進課
7	育児相談	乳幼児を対象に、子どもの発育・発達、母乳・栄養等の相談の場を提供し、育児全般についての支援を行います。	健康推進課
8	未熟児フォローアップ相談	低体重児及び未熟児等のハイリスク児を対象に、小児科医による診察や相談の場を提供し、継続的な育児支援を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康推進課
9	乳幼児栄養相談	もぐもぐ教室を開催し、離乳食について具体的な学習支援と相談の場を提供します。また、離乳食及び幼児食を進めるにあたり、保護者に疑問や悩みが生じた場合、来所や電話等で相談に応じます。	健康推進課
10	新米パパママ教室	生後6か月～1歳までの子どもとその保護者を対象に、親子の絆を深め、父親母親としての自覚を高めるため、親子ふれあい遊び体験や子どもの心の発達と親の役割についての講義等を実施します。	健康推進課
11	要観察児相談	各種健康診査において事後相談の必要な乳幼児に対して、相談等の場を提供します。また、発達障がい児等支援専門員による個別相談及び処遇検討会を開催するなど、支援体制の整備を図ります。	健康推進課
12	幼児ことばの教室	言葉の発達の遅れが心配であったり、集団生活における問題行動がみられる幼児とその保護者を対象に、個別に、親子通級教室を開き、相談や関わり方についての指導を行います。	健康推進課
13	歯科健康診査	1歳6か月児・3歳6か月児健康診査及びむし歯予防教室において歯科健康診査を実施し、歯の健康保持、増進を図ります。	健康推進課
14	むし歯予防教室	妊婦、乳幼児、園児・児童を対象にブラッシングの方法や食生活指導等を行い、むし歯予防を推進します。	健康推進課
15	フッ素塗布・フッ素洗口	保健センターで1歳6か月児～3歳6か月児を対象に、フッ素塗布を、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校でフッ素洗口を実施し、むし歯予防を推進します。	健康推進課

No.	事業名	内容	担当課
16	母子保健推進員活動	妊産婦、乳幼児等の家庭を訪問し、各種健康診査の受診や教室の参加勧奨、親子のふれあい教室を開催し、母子の健康の確保につなげます。	健康推進課
17	予防接種	乳幼児・児童・生徒を対象に、予防接種法に基づき、感染症の発生及び蔓延の予防に努めます。	健康推進課

<指 標>

指標名		単位	現状値(H25)	目標値(H31)
乳幼児健康診査 受診率	1歳6か月	%	98.7	100.0
	3歳		98.2	
母乳で育てる人の割合		%	61.7	68.0
子育てが楽しいと回答する率		%	97.9	100.0
夫婦で育児分担している率		%	89.0	100.0
毎日朝食を食べると回答する幼児の率		%	94.0	100.0
生後4か月までの全戸訪問 訪問率		%	79.1	100.0
むし歯のない子どもの割合(3歳児)		%	83.5	90.0

(3) 小児医療の充実

医療費の助成や小児医療に関する情報提供、小児医療体制の整備などにより、子どもの健全な発達・成長と健康を確保します。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	子ども医療費助成	子どもの通院、入院費用を助成し、病気の早期発見と経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
2	未熟児養育医療費助成	未熟児を対象とし、指定する医療機関において入院治療を受ける場合の医療費を助成することにより、乳児の健康管理と適正な医療を確保します。	子育て支援課
3	小児医療体制の充実	質の高い医療を提供し、安全・安心な小児医療体制の充実を図ります。	市民病院

4	小児医療に関する情報提供	日頃から子どもの成長や病気に関し、気軽に相談できる、かかりつけ医を持つよう啓発するとともに、保健指導や乳幼児健康診査等の機会を活用し、救急医療体制について情報提供を行います。	健康推進課 市民病院
---	--------------	---	---------------

5 仕事と子育ての両立支援

<現状と課題>

社会状況の変化により、共働き家庭が増加しています。女性は特に妊娠・出産、子育てにより、仕事と生活の両立が難しくなる傾向にあるため、男性の働き方の見直しを行うなど、子育てしながら働きやすい環境づくりが必要となっています。企業・事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成が求められています。

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が互いに協力し、安心して子どもを育てられる男女共同参画社会の実現に努めるとともに、仕事と生活・子育ての両立支援のための情報提供や、育児休業制度の普及促進など、子育てしやすい職場環境づくりに取り組みます。

<主な事業>

No.	事業名	内容	担当課
1	男女共同参画の推進	男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会実現のため、「射水市男女共同参画基本計画」に基づき、施策を展開し、労働者、事業主、地域住民等の意識改革のための学習機会の充実を図ります。	総務課
2	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	仕事と生活の調和の取れた働きやすい職場環境づくりを進めるため、国・県と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供を行います。	総務課 商工企業立地課 子育て支援課
3	育児休業制度の普及促進	国、関係機関と連携を図りながら、育児休業の制度化、取得の促進及び関係機関が実施している奨励金制度について、啓発を行い、あらゆる機会と媒体を通じて、制度の周知を図ります。	商工企業立地課
4	一般事業主行動計画の策定促進	一般事業主行動計画策定への啓発と相談業務を行い、子育てを行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援します。	商工企業立地課
5	事業所内保育施設を設置する事業主への支援	育児をしながら働く従業員のための保育施設を設置・運営する企業に対し、国・県と連携し支援します。	商工企業立地課

<指 標>

指標名	単位	現状値(H25)	目標値(H31)
ワーク・ライフ・バランスに関する周知回数	件	2	5

女性の育児休業制度取得率	%	87.5	90.0
一般事業主行動計画の策定率	%	68.0	75.0

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するため、市の推進体制の充実を図り、市民・行政等が連携して取り組みます。

(1) 推進体制の整備

①射水市少子化対策推進委員会

毎年1回、計画に基づく取り組みの実施の状況を公表するとともに、射水市少子化対策推進委員会において、取り組みの実施状況等について進行管理を行い計画の推進を図ります。

②庁内推進体制の充実

本計画を効率的・効果的に実施していくためには、子育て支援課のみならず、本市の子ども・子育てに関わる関連各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。

そのため、本市では射水市少子化対策推進本部において、計画の進捗状況を適切に把握、点検しながら、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、新たな課題に対応し施策の充実を図ります。

③市民の積極的な参画

本計画を推進するためには、市民の理解と参加が必要です。

生活形態の変化により、多様化する地域の課題や市民ニーズに応えるため、市民と行政が適切に役割分担を行い、協力・連携して施策を推進します。

④計画の周知

市民にとって本計画を分かりやすく、かつ利用しやすいものとするため、市のホームページや市広報誌での広報に努めます。

また、ケーブルテレビの活用、出前講座や各種会議をとらえた説明等により、市民に周知・普及を図り、すべての子育て家庭に情報が届くように努めます。

⑤地域・関係機関等との連携

地域、企業、関係機関、行政が互いに連携することで、子育て家庭を社会全体で支え、子どもが健やかに育つ社会の形成を目指します。

(2) 家庭・地域・行政等の役割

①家庭の役割

子どもの保護者となる家族の一人ひとりが、積極的に子育てや家事を行い、ともに支え合う関係を築くことで、子どもの健やかな育ちを支えます。

②地域の役割

子どもや子育て家庭を支える地域活動の推進や見守りなど、地域で子どもを育てる意識をもち、支援を行っていきます。

③幼稚園・保育園・認定こども園等の役割

幼稚園や保育園、認定こども園などは就学前の子どもがいる家庭においては最も身近な施設であるため、子どもの保育はもちろん、保護者に対する相談や情報提供など多様な支援を実施します。

④企業の役割

地域社会を構成するひとつとして、地域における積極的な子育て支援とともに、子育て家庭に配慮した制度等を充実し、子育てをしながら安心して働くことができる職場づくりを進めます。

⑤行政の役割

子育て支援に関わる関係各課が連携し、子どもとその保護者が様々な支援を受けられるよう、支援体制の構築と、その充実を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
平成 25 年 12 月 6 日	平成 25 年度第 1 回射水市少子化対策推進委員会
平成 25 年 12 月 13 日～ 12 月 27 日	射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査
平成 26 年 3 月 4 日	平成 25 年度第 2 回射水市少子化対策推進委員会
平成 26 年 6 月 16 日	平成 26 年度第 1 回射水市少子化対策推進委員会
平成 26 年 7 月 31 日	平成 26 年度第 2 回射水市少子化対策推進委員会
平成 26 年 9 月 2 日	平成 26 年度第 3 回射水市少子化対策推進委員会
平成 26 年 10 月 28 日	平成 26 年度第 4 回射水市少子化対策推進委員会
平成 27 年 1 月 7 日～ 1 月 30 日	事業計画（素案）に関する市民からの意見募集
平成 27 年 2 月 24 日	平成 26 年度第 5 回射水市少子化対策推進委員会
平成 27 年 3 月	議会説明
平成 27 年 3 月	射水市子ども・子育て支援事業計画策定、公表

2 射水市少子化対策推進本部設置要綱

○射水市少子化対策推進本部設置要綱

平成18年3月27日

訓令第9号

改正 平成19年3月23日訓令第2号

平成19年3月30日訓令第18号

平成20年4月1日訓令第16号

平成22年4月1日訓令第23号

平成24年3月29日訓令第1号

平成25年3月29日訓令第17号

平成25年10月1日訓令第25号

平成26年3月10日訓令第2号

(設置)

第1条 射水市における少子化対策及び子ども・子育て支援に関する施策を地域の実情に応じて、総合的かつ効果的に推進するとともに、少子化の進展に伴う新たな課題に積極的に対応するため、射水市少子化対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 少子化対策に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 少子化の進展に伴う新たな課題及び施策の検討に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第31条及び第43条に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (4) 法第61条の規定に基づく射水市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (6) その他少子化対策及び子ども・子育て支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の所掌事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じ、推進本部の会議に本部員以外の職員を出席させることができる。

(担当者会議)

第6条 推進本部に付すべき事項について協議し、庁内の意見調整を図るため、推進本部に射水市少子化対策推進担当者会議(以下「担当者会議」という。)を設置する。

2 担当者会議の委員は、別表2に掲げる課に所属する職員の中から当該組織の長が指名する。

3 担当者会議は、子育て支援課長が主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、担当者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び担当者会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第18号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日訓令第16号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第23号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第17号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日訓令第25号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月10日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

副市長、教育長、市長政策室長、行政管理部長、市民環境部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、市民病院事務局長、福祉保健部次長
--

別表2(第6条関係)

市長政策室	政策推進課
行政管理部	総務課
市民環境部	保険年金課、生活安全課、環境課
福祉保健部	社会福祉課、子育て支援課、健康推進課
産業経済部	商工企業立地課
都市整備部	都市計画課、道路建設課、道路・河川管理課、建築住宅課
教育委員会	学校教育課、生涯学習・スポーツ課

3 射水市少子化対策推進委員会設置要綱

○射水市少子化対策推進委員会設置要綱

平成18年3月27日

告示第37号

改正 平成19年3月30日告示第91号

平成24年3月29日告示第59号

平成25年10月1日告示第177号

平成26年9月22日告示第165号

(設置)

第1条 射水市の少子化対策に関する施策及び少子化の進展に伴う新たな課題に市民、企業、行政等が一体となって対応するとともに、子ども・子育て支援給付その他の子育て支援を地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供できるよう、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くため、射水市少子化対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 少子化対策の施策に係る事務事業の分析、評価及び改善に関すること。
- (2) 地域、企業及び市民からの少子化対策に関する提案及び意見に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第31条及び第43条に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (4) 法第61条の規定に基づく射水市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (6) その他少子化対策及び子ども・子育て支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 少子化対策及び子育て支援に関して識見を有する者
- (2) 子どもに関わる事業経営者
- (3) 子どもに関わる活動を行う者
- (4) 子育てをしている保護者を雇用する企業の関係者
- (5) 子どもの保護者

- (6) 労働者を代表する者
 - (7) その他市長が必要と認める者
- (委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。
- (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会議を進行する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- (部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、市長が指名する委員及び市長が必要と認める外部関係者(以下「部会委員」という。)あわせて14人以内をもって組織する。
 - 3 部会委員は市長が委嘱する。
 - 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 5 部会長及び副部会長は、部会委員の互選により定める。
 - 6 部会長は、会議を進行する。
 - 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- (少子化対策ワーク会議)

第8条 委員会に付すべき事項の協議その他少子化対策に関する活動を行うため、少子化対策ワーク会議(以下「ワーク会議」という。)を設置する。

- 2 ワーク会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- (庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第91号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日告示第59号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日告示第177号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 委員会の委員の定数のうち第3条第1項の規定に伴い増加した数を充当するため新たに委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱される日から平成26年3月31日までとする。

附 則(平成26年9月22日告示第165号)

この告示は、公表の日から施行する。

4 射水市少子化対策推進委員会委員名簿

氏 名	所 属	要綱 第3条第2項	備 考
明橋 大二	医療法人 真生会 真生会富山病院心療内科部長	第1号関係	
石津 孝治	学校法人 浦山学園 富山福祉短期大学幼児教育学科長	第1号関係	
長井 睦美	新湊小学校長	第1号関係	～平成26年3月31日
小野寺 信子	堀岡小学校長	第1号関係	
鎌仲 徹也	新湊中学校長	第1号関係	
清水 久義	射水市民生委員児童委員協議会 児童福祉推進委員会委員長	第1号関係	
松原 穂積	射水市地域振興会連合会常任理事	第1号関係	～平成26年3月31日
大門 保之	射水市地域振興会連合会常任理事	第1号関係	
中川 弘紀	高岡人権擁護委員協議会 射水地区委員会会長	第1号関係	～平成26年3月31日
安田 武彦	高岡人権擁護委員協議会 射水地区委員会事務局長	第1号関係	
上田 雅裕	学校法人鷹寺学園理事長	第2号関係	
島井 敏子	歌の森小学校放課後児童会 ピノキオ学級指導員	第2号関係	
立浪 ゆかり	NPO法人新湊くらし応援団 グランパ施設長	第2号関係	
宮田 やす子	射水市民間保育連盟副会長	第2号関係	
中島 英樹	射水市PTA連絡協議会長	第3号関係	～平成26年3月31日
松本 吉晴	射水市PTA連絡協議会長	第3号関係	
前手 政幸	射水市児童クラブ連合会長	第3号関係	
山崎 京子	射水市母親クラブ連絡協議会長	第3号関係	
小林 誠	射水市商工会事務局長	第4号関係	
焼田 充弘	大門わかば幼稚園 みつば会長	第5号関係	～平成26年3月31日
網 隆治	大門わかば幼稚園 みつば会長	第5号関係	
泉田 淳也	新湊作道保育園保護者会長	第5号関係	
古谷 直樹	連合富山射水地区協議会議長	第6号関係	
楠井 悦子	射水市少子化対策ワーク会議委員	第7号関係	
四間丁 千枝	射水市少子化対策ワーク会議委員	第7号関係	

射水市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：射水市
編集：射水市 子育て支援課
〒934-8555
富山県射水市本町二丁目10番30号
TEL：0766-82-1965
FAX：0766-82-8269
